

規制影響分析書要旨

規制の名称	医療法人の経営の透明性の確保等	
主管部局・課室	医政局医療経営支援課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成27年4月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>医療法人については、健全かつ適切に業務運営を行うために、社会福祉法人等の他の法人類型において検討されている改革と同様、経営の透明性の確保及びガバナンスの強化が求められています。</p> <p>そこで、医療法人の経営の透明性を確保するために、一定規模以上の医療法人に対し、計算書類に関する外部監査の実施、公告や当該医療法人又はその役員と密接な関係にある事業者（以下「メディカルサービス法人等」という。）との取引に係る都道府県知事への届出等を義務付けることとします。また、医療法人のガバナンスの強化のために、理事長及び理事の忠実義務、任務倦怠時の損害賠償責任等を明確にすることとします。</p>	
	(根拠条文)	医療法の一部を改正する法律案による改正後医療法第50条以下
想定される代替案	医療法人が、計算書類に関する外部監査の実施、公告や都道府県知事へのメディカルサービス法人等との取引に係る届出等を行うことについて、努力義務とします。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
（遵守費用）	医療法人において、計算書類に関する外部監査の実施、公告、届出等に係る手続き費用が発生します。	医療法人において、計算書類に関する外部監査の実施、公告、届出等を行う場合には、改正案同様の費用が発生します。
（行政費用）	都道府県において、医療法人からの届出等の受理のための費用及び医療法人の計算書類に関する外部監査の実施、公告等の義務が遵守されているか等について監督を行うための費用が発生します。	都道府県において、医療法人からの届出等の受理のための費用が発生します。
（その他の社会的費用）	その他の社会的費用は発生しません。	社会的影響の大きな一定規模以上の医療法人においても、経営の透明性の確保が図られず、公益性の高い診療報酬等で得た収益の使途等について国民に不信感が残る可能性があります。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>一定規模以上の医療法人において、計算書類に関する外部監査の実施や公告等を行うことで、公益性の高い診療報酬等で得た収益が適正に運用され医療法人の経営が透明化するとともに、理事長及び理事の義務等を明確にすることにより医療法人のガバナンスの強化につながります。これによって、医療法人の健全かつ適正な業務運営という社会的な便益に寄与します。</p>	<p>一定規模以上の医療法人において、計算書類に関する外部監査の実施や広告等を努力義務とすることで公益性の高い診療報酬等で得た収益が適正に運用され医療法人の経営が透明化するとともに、理事長及び理事の義務等を明確にすることにより医療法人のガバナンスの強化に一定程度寄与するものの、その便益は限定的なものとなります。</p>
分析結果	<p>本改正案により、医療法人及び都道府県において費用が発生するものの、医療法人の経営の透明化やガバナンスの強化につながるという便益が生じます。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられます。</p> <p>一方、代替案においては、改正案と比較して行政費用は軽減されるものの、得られる便益は限定的であり公益性の高い診療報酬等の収益が適正に運用されず医療法人の健全かつ適切な業務運営が図られないおそれがあるため、改正案のほうが望ましいものと考えられます。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>平成27年2月9日に開催された医療法人の事業展開等に関する検討会において報告書が取りまとめられ、その中で、医療法人については、健全かつ適切に業務運営を行うために、経営の透明性の確保及びガバナンスの強化が求められており、社会福祉法人等の他の法人類型の改革の動向を踏まえつつ、必要な措置を講ずることとされています。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>医療法の一部を改正する法律案において、法律の施行後5年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。</p>	
備考	—	